大磯町封筒広告掲載要綱

平成29年3月31日
大磯町告示第38号

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域産業の振興を図るとともに自主財源を確保し、町が使用する封筒の作成に要する費用の一部に充てるため、封筒に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類及び範囲）

第２条　封筒に掲載する広告は、広告の掲載を希望するもの（以下「広告希望者」という。）の事業内容及び掲載する広告の内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの
(3) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
(5) 商品先物取引又は消費者金融に類するもの
(6) 意見広告又は名刺広告に類するもの
(7) 求人広告に類するもの
(8) 人権を侵害するおそれがあるもの
(9) 児童又は青少年の健全育成に反するおそれがあるもの
(10) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
(11) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
(12) 前各号に掲げるもののほか、町の信用及び信頼性を損なうおそれがある等の理由により、広告として適当でないと町長が認めるもの

（広告の掲載位置）

第３条　広告の掲載位置は、町が指定する位置とする。

（広告の規格等）

第４条　広告の規格及び広告掲載料は、次のとおりとする。

規　格	広告掲載料
１色刷り　60㎜×90㎜	40,000円

（広告の掲載の申込み）

第５条　広告希望者は、大磯町封筒広告掲載申込書（第１号様式）を町長に提出するものとする。

２　前項の申込書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 広告案

(2) 会社案内パンフレット等事業内容が分かる書類

（広告の掲載決定）

第６条　町長は、前条の申込書の提出があったときは、その適否を決定し、大磯町封筒広告掲載決定通知書（第２号様式）により広告希望者に通知するものとする。

（広告主の責務）

第７条　広告を掲載できる旨の決定を受けた広告希望者（以下「広告主」という。）は、封筒に掲載された広告に関する一切の責任を負うものとし、直接的又は間接的に生じたいかなる損害についても、町は賠償する責任を負わないものとする。

２　広告主の責めに帰すべき理由により町に損害を与えた場合は、広告主はその損害を賠償しなければならない。

（広告原稿の作成等）

第８条　広告主は、町が指定する期日までに、町が指定した方法により広告原稿を提出しなければならない。

２　広告原稿の作成費用は、広告主が負担しなければならない。

（広告掲載料の納入等）

第９条　広告主は、町長が指定する期日までに、広告掲載料を一括して納付しなければならない。

２　既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、町の都合により広告を掲載できなくなったときは、その全部又は一部を還付するものとする。

（広告掲載の取消し）

第10条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載決定の取消しをすることができる。

(1) 広告の掲載申込みに虚偽があると認められるとき。

(2) 町長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納付しないとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

（広告掲載の取下げ）

第11条　広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

２　前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、大磯町封筒広告掲載取下申出書（第３号様式）により町に申し出なければならない。

３　前項の大磯町封筒広告掲載取下申出書が提出できるのは、申込みのあった広告の校正回答日までとし、それ以降の取下げは認めない。

（広告掲載料の還付）

第12条　町は、広告主が広告掲載料を納付した後に、広告を掲載しないこととした場合には、納付済みの広告掲載料を還付するものとし、その他の責任を一切負わない。

２　前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

３　広告掲載料の還付を受けようとする者は、大磯町封筒広告掲載料還付請求書（第４号様式）により町に請求するものとする。

４　前３項の規定は、第10条の規定により取り消す場合及び前条の規定により取り下げる場合に準用する。

（委任）

第13条　この要綱に定めるもののほか、封筒への広告に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和７年７月３日大磯町告示第76号）

この告示は、公表の日から施行する。

第１号様式（第５条関係）

大磯町封筒広告掲載申込書

年　　月　　日

大磯町長　殿

住所又は所在地
名　　称
代 表 者 氏 名

次のとおり大磯町の封筒に広告を掲載したいので申込みます。

申込封筒	□長形３号封筒　　□角形２号封筒	
申込者の 事業概要 書類添付でも可		
添付書類	□　広告案 □　会社案内パンフレット等事業内容がわかる書類	
連絡先 (担当者)	担当部署・氏名	
	電　　話	
	ファクシミリ	
	メールアドレス	

備考１　申込者の事業概要の欄は、会社案内パンフレット等の添付があれば、記載不要です。
　　２　申込書には、広告案を必ず添付してください。

第２号様式（第６条関係）

大磯町封筒広告掲載決定通知書

年　　月　　日

様

大磯町長　　印

次のとおり決定したので通知します。

決定区分	□　掲載します
	□　掲載しません （理由）
広告掲載料	円 ※　同封の納入通知書により納付してください。
その他	広告掲載料の納付が確認できないときは、広告を掲載することができませんので、注意してください。

第３号様式（第 11 条関係）

大磯町封筒広告掲載取下申出書

年　　月　　日

大磯町長　殿

住所又は所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者 氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大磯町の封筒への広告の掲載を取り下げたいので、次のとおり申し出ます。

掲載を予定していた広告の内容	
理　　由	

※ 以下の欄は記入しないでください。

上記のとおり受付しました。	受付印
〔決裁欄〕	

第４号様式（第12条関係）

大磯町封筒広告掲載料還付請求書

年　　月　　日

大磯町長　殿

住所又は所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

請 求 者 氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大磯町封筒広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

請求金額	円
振込金融機関 （口座名義人は請求者本人とする）	銀行　　本店 農業協同組合　　支店 金庫　　支所
	預金種目　　１普通　　２当座
	支店番号　　口座番号
	口座名義人（カタカナ）

※ 以下の欄は記入しないでください。

上記のとおり受付しました。	受付印
〔決裁欄〕	